

令和2(2020)年度食育関連予算(案)

内閣府

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	
3. 地域における食育の推進	—	—	
4. 食育推進運動の展開	—	—	
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	リスクコミュニケーションの実施 意見交換会の開催や年誌の発行等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行う。	29	33

消費者庁

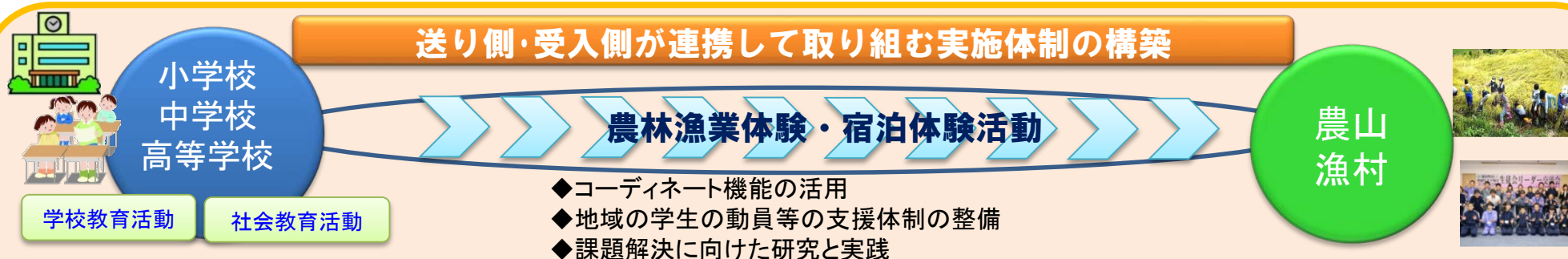
施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	食品ロス削減に係る取組 消費者が食品ロス削減に向けて意識を高め、消費行動の改善を促すような普及啓発を実施する。また、国内外における食品ロス削減の取組に関する実態調査を実施することで、取組の充実を図っていく。	19	50
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	食品に係るリスクコミュニケーションの実施 食品の安全に関して、消費者が正確な情報を入手し理解を深め、自らの判断で適切な消費行動を行えるよう、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進していく。	79の内数	47の内数

※その他、地方消費者行政強化交付金において、食品ロス削減の取組に係るメニューが用意されている(令和元年度概算要求額(百万円)2,800内数)。

総務省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業 子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施 モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催	37	41
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 子供が農山漁村や自然に興味や関心を高めるためには、教育旅行の機会による体験や交流が効果的であることから、送り側・受入側双方の人材の育成と体制の整備に向けたモデル事業を追加。



1 交流体験実施モデル事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、「子供の農山漁村体験交流」を推進。
上限額：1組あたり300万円

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 等	・左記のほか、受入体制の整備に係る経費など

2 体験交流計画策定モデル事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。
上限額：1団体あたり100万円

3 教育旅行導入モデル事業

教育旅行の導入に当たって、送り側・受入側双方の人材の育成と体制を整備するため、この活動に取り組む地方公共団体に対して専門アドバイザーを派遣し、体験・食事のメニュー化、安全管理、教育的効果等に関する実践的な手法を検証するモデル事業を実施。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	家庭教育支援基盤構築事業 子供の生活習慣・食育を含む学習機会の効果的な提供など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援する。	73の内数	128の内数
	「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業 国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)	— (国立青少年教育振興機構の予算で実施)
2. 学校、保育所等における食育の推進	学校給食・食育総合推進事業	107	116
	社会的課題に対応するための学校給食の活用 学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、都道府県内の地場産物や国産食材の活用、郷土料理等の伝統的な食文化の継承等の社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施する。	40	116の内数
	つながる食育推進事業 栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。 また、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。	66	116の内数
	学校給食の現代的課題に関する調査研究 学校給食調理場における衛生管理への対応など、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究を行う。	24	116の内数
	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備) 学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。	160,816の内数	232,269の内数
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
6. 食文化の継承のための活動への支援等	伝統文化親子教室事業 次代を担う子供たちに対して、伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養する。	1,284の内数	1,351の内数
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—



背景 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られている。国においては、学校等における食育の推進のため、学校、家庭、関係団体等が連携・協働した取組とその周知、地場産物や国産食材の活用及び我が国の伝統的な食文化についての理解を深める取組を推進すること等が求められている。

課題 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築等が必要である。また、学校における食育への取組だけでは限界があることから、家庭を巻き込んだ取組等が求められる。

事業概要 学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承といった課題の解決に資することを目的とした事業を実施する。また、栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

委託事業 91百万円 (83百万円)

MENU 1 : 社会的課題に対応するための学校給食の活用事業



(目的)

- 食品の生産・加工・流通等の関係者と連携しつつ、学校給食で使用する食品の調達方法や、大量調理を前提とした調理方法及び調理技術を新たに開発するなど、学校給食の業務手順や実施方法等の仕組みを再構築する。

(内容)

- 地産地消の推進
学校給食において地場産物が一層活用されるよう、食品の生産・加工・流通等における新たな手法等を開発する。
- 食品ロスの削減
学校給食を活用して、食品の生産・加工・流通等の各段階で発生する食品ロスの削減に貢献することができる体制の構築を目指す。
- 伝統的食文化の継承
学校給食において伝統的食文化に根ざした献立の提供を促進するため、給食調理員の技能向上を図りつつ、給食調理場における調理方法・技術を開発する。

MENU 2 : つながる食育推進事業



(目的)

- 家庭を巻き込んだ取組を行うことで、児童生徒の食に関する自己管理能力を育成する。
- 栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

(内容)

- 望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を行う。
- 学校において、家庭、大学、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法を開発し実践する。
- 新規採用や任用換えの栄養教諭を支援するため、栄養教諭間の連携を強化する。また、学校における食育において中核的な役割を担っている栄養教諭及びその実践事例を校内及び地域における研修で活用する。

効果検証

効果的な取組の成果や栄養教諭の配置効果について実証データを用いて分析・検証する。

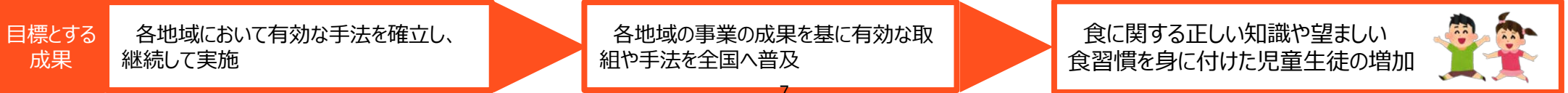
学校給食の現代的課題に関する調査研究 25百万円 (24百万円)

(目的)

- 学校給食の質の維持・向上のための調査研究等を行う。

(内容)

- 学校給食の衛生管理等に関する調査研究
各都道府県教育委員会の学校給食の衛生管理に関する指導者に対して研修を実施するとともに、当該指導者を学校給食施設に派遣して衛生管理の改善指導を実施する。
また、衛生管理に関する学識経験者による調査研究協力者会議を開催し、衛生管理の改善に向けた方策について検討を行う。
- 学校給食栄養報告の調査
学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食育推進基本計画の目標値に掲げられている学校給食における地場産物使用割合や国産食材の使用割合に関する調査を実施する。



厚生労働省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	「健やか親子21」による母子保健活動の推進 「健やか親子21(第2次)」(21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画)による母子保健活動の推進を行う。	20	20
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」) 平成25年度からの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。また、「成長のための栄養サミット2020(仮称)」に向けて、これまでの我が国の栄養政策における取組の成果や今後の取組の方向性について、データや資料を取りまとめる。	667	1019
	8020運動・口腔保健推進事業 都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。	403の内数	836の内数
	子どもの生活・学習支援事業 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親の家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。	12,961の内数	13,302の内数
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。	9	9

令和2年度食育関連予算について

厚生労働省
令和元年9月

厚生労働省における食育関連主要事業について

「第3次食育推進基本計画」

第3 食育の総合的な促進に関する事項

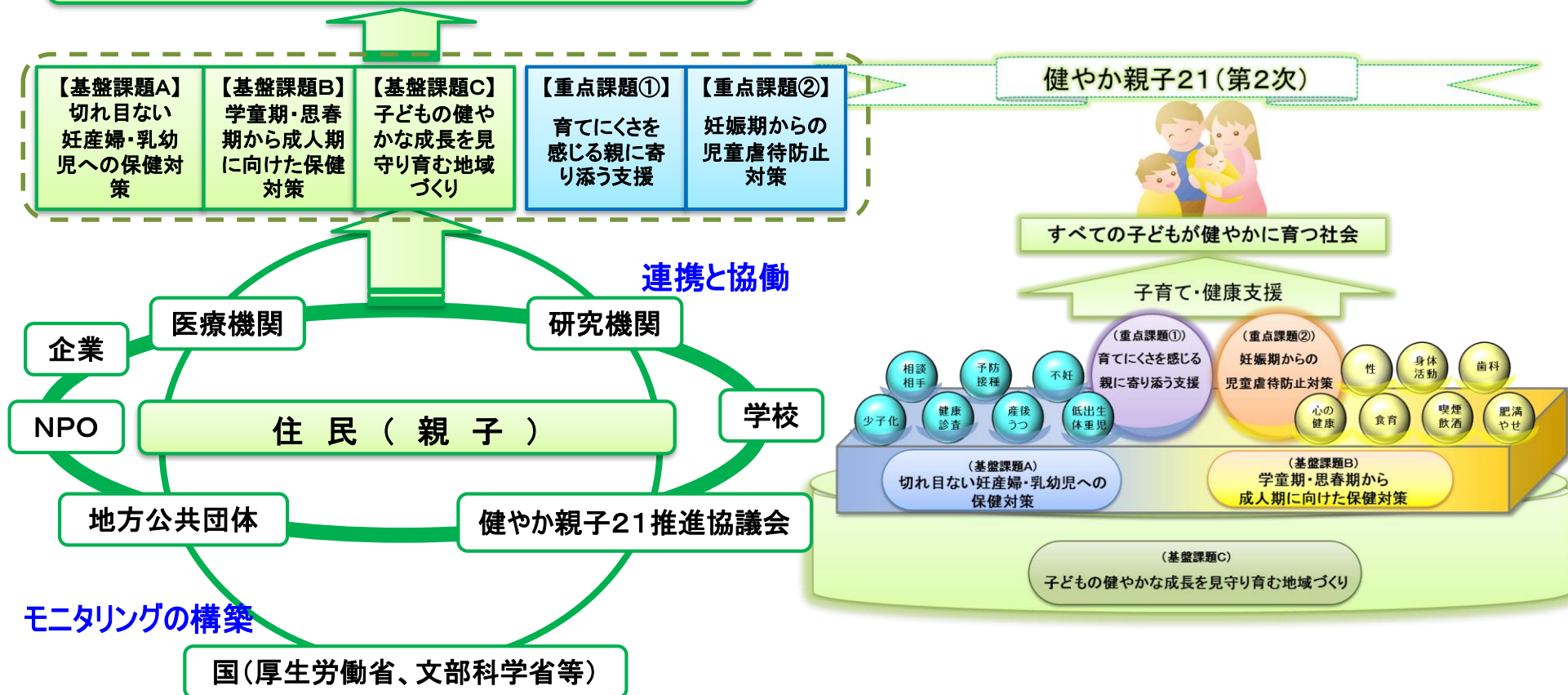
-
- 1. 家庭における食育の推進
 - 2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 3. 地域における食育の推進
 - 4. 食育推進運動の展開
 - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ・「健やか親子21」による母子保健活動の推進
 - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
 - ・8020運動・口腔保健推進事業
 - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
 - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【令和2年度概算要求額 20百万円】
（令和元年度予算額 20百万円）

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

【令和2年度概算要求額 1019百万円】
(令和元年度予算額 703百万円)

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈令和2年度概算要求額 169百万円(元年予算額 169百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈令和2年度概算要求額 38百万円(元年予算額 28百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈令和2年度概算要求額 345百万円(元年予算額 148百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈令和2年度概算要求額 10百万円(元年予算額 12百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈令和2年度概算要求額 82百万円(元年予算額 80百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈令和2年度概算要求額 37百万円(元年予算額 37百万円)〉

□ 栄養サミット2020を契機とした食環境づくり

- 栄養サミット2020におけるテクニカル・セッション開催経費 〈令和2年度概算要求額 81百万円〉
- 栄養サミット2020を契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈令和2年度概算要求額46百万円〉
- 自然に健康になれる食環境づくり推進事業 〈令和2年度概算要求額 39百万円〉

健康寿命をのばす国民運動 ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

＜事業イメージ＞

厚生労働省



＜健康寿命をのばそう！アワード表彰式＞

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



企業・団体 自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社
- 等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発
→ 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価が行われ、平成30年9月に中間評価報告書が取りまとめられた。同報告書において地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
- 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%(2022年度目標：50%)、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
- また、健康寿命延伸プラン(令和元年5月29日公表)において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、係る観点からエビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

補助対象：都道府県
補助率：定額

- 1)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2)8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 都道府県等口腔保健推進事業

733,956千円(301,054千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

[補助率：1/2]

- 1)口腔保健支援センター設置推進事業
- 2)歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
- 3)調査研究事業
 - ・歯科口腔保健調査研究事業
 - ・多職種連携等調査研究事業

[1)～3)の補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区]

- 4)口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業

- ① 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業
- ② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
- ③ 歯科口腔保健推進体制強化事業

地域間の格差解消のために歯科口腔保健推進体制の強化が特に必要な市町村を対象として、歯科口腔保健の実態分析、推進体制の整備、計画策定等の支援を行う。

[4)の補助対象：都道府県、市町村、特別区(但し、都道府県が事業を実施している地域内の市町村は除く)]

3. 歯科口腔保健支援事業

1,326千円(1,326千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民(国民)それぞれと相互に連携していく。



子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

【令和2年度概算要求額(案)】 133億円の内数
(令和元年度予算額 159億円の内数)(母子家庭等対策総合支援事業)

※平成28年度から実施

目 的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和2年度概算要求額(案)】 133億円の内数
(母子家庭等対策総合支援事業)

【29実績(延べ利用人数)】 232,391人

＜実施場所＞
児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者

15



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

【令和2年度予算案額 9百万円】
（令和元年度予算額 9百万円）

意見交換会等

全国各地において
・食品中の放射性物質
・輸入食品の安全性確保
・健康食品 など
をテーマに意見交換会等を開催



ホームページ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

URL：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/in dex.html

健康・医療 食品

● 災害関連情報 ● トピックス ● 重要なお知らせ ● 施策情報 ● 各施策情報

● 国民参加の場 ● 便利な資料 ● 関連審議会・検討会等 ● 政策分野別関連情報

● 政策分野に関するサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期するとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に努めるとともに、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための取組を行っています。

English

輸入食品の監視

食品の安全性を確保するための検査

食肉の安全性確保

食品の安全性に関する啓発的な取組

● 食品衛生法の改正について

● 食品の安全に関するQ&A

● 食品安全情報Twitter

● 有毒植物による食中毒に注意

● お肉はよく焼いて食べよう

● O157にご注意下さい！

● 食品中の放射性物質への対応

● BSE対策の再確認

● パズミツを考えるのは1歳を過ぎたら

Twitter

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信

厚生労働省Twitter：
<https://twitter.com/MHLWitter>
食品安全情報Twitter：
https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN

厚生労働省 @MHLWitter

【鑑賞植物、間違えて食べないで！】#スイセンや#イヌサフランなど観賞植物の中には食べると有毒なものがあります。食用の植物だと思っても、植えた覚えのない植物は食べないようにしましょう！詳しくは→mhlw.go.jp/stf/seisakunit...

家庭菜園や畑などで野菜と鑑賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう！

● 鑑賞植物の中には食べると有毒なものがあります。誤って食べることがないように。野菜などの食用植物とは別々の場所を栽培しましょう。

● 食用の植物だと思っても、植えた覚えのない植物は食べないようにしましょう。

厚生労働省食品安全情報 @Shokuhin_ANZEN

【食中毒に注意が必要な季節です！】食中毒の患者数は年間約2万人！食中毒は家庭でも発生しています。3つの原則で予防対策を！

- ・調理前には必ず手洗い（菌をつけない）
- ・生鮮食品はすぐに冷蔵庫へ（腐やさない）
- ・食材は中心までよく加熱（やっつける）

mhlw.go.jp/stf/seisakunit...

政府広報 | 厚生労働省

「食中毒」年間約2万人！

● 調理前には必ず手洗い！

● 生鮮食品はすぐに冷蔵庫へ

● 食材は中心までよく加熱

詳しくは→政府広報 | 食中毒

【報道発表】食品中の放射性物質の検査結果（第1092報）を公表しました。

今回は「5,124点」の検査が実施され、基準値を上回ったものは4件でした。具体的には、飼養管理が困難な野生鳥獣肉で、被爆するなど適切な措置が取られます。詳しくは→mhlw.go.jp/stf/houdou/000...

みんなが食べるものだから

食べものに含まれる放射性物質は、自治体がきちんと測り、厚生労働省がすべて公表しています。

リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リステリア等）について、一般国民向けのリーフレットを作成

食品の安全確保に向けた取組

知りたい輸入食品

輸入食品の安全確保

食の安全のために

食品衛生法が改正されました

毎年度8月15日公表

「食品衛生法」は、数十年前に制定された法律です。最新の状況から13年が経過しており、食の安全を確保するための重要な改正が数回行われ、最新の改正が盛り込まれた「食品衛生法」が公布されました。

- 1 広域におよぶ「食中毒」への対策を強化
食中毒の発生を防止するため、食中毒の発生を防止するための対策を強化します。
- 2 最新の状況に合わせた「HACCP」に関する取組を強化
HACCP（ハザード分析重要管理点）は、食中毒の発生を防止するための重要な取組の一つです。最新の状況に合わせた「HACCP」に関する取組を強化します。
- 3 特定の食品による「食中毒」の発生を防止
特定の食品による「食中毒」の発生を防止するための対策を強化します。
- 4 食品の安全性を確保するための「食品衛生法」の改正
食品の安全性を確保するための「食品衛生法」の改正を行います。
- 5 「輸入食品」の安全性を確保
輸入食品の安全性を確保するための対策を強化します。
- 6 食品の「リコール」は行われるべきか
食品の「リコール」は行われるべきかについて、関係機関と連携して対応します。
- 7 「輸入」食品の安全性を確保
輸入食品の安全性を確保するための対策を強化します。

農林水産省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進 地域関係者が連携して取り組む以下の食育活動を支援。食育推進等のリーダーの育成等。農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供。共食の場の提供。地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会等の開催。和食給食の普及に向けた献立の開発や食育授業の開催。食品ロスの削減に向けた啓発資料の配付やセミナーの実施等。	314の内数	338の内数
4. 食育推進運動の展開	食育活動の全国展開事業委託費 食育推進全国大会や食育活動表彰、食育の推進状況を把握するための意識調査を実施するとともに、食育に関する事例等の収集と普及・啓発等を実施する。「第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ」(平成31年4月 食育推進評価専門委員会)において挙げられた課題に対応するため、多様な主体が連携し食育全体を包括する形での情報の提供を検討する。	58	59
	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)	314の内数	338の内数
	水産バリューチェーン事業のうち流通促進・消費等拡大対策事業 加工・流通業者等が、水産バリューチェーン中に生じた局所的な課題を解消するために実施する取組や、事業者の生産性向上を図る取組等を支援。併せて、消費者への魚食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援。	771の内数	801の内数
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の取組への支援 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や、新商品開発・販路開拓等の取組を支援する。	1,434の内数	7,074の内数
	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)	314の内数	338の内数
	日本の食消費拡大国民運動推進事業 生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施する。また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援する。	182	183

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
	農山漁村振興交付金 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や「農泊」を推進する取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。	9,809の内数	10,010の内数
	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 国産飼料の着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立するため、農場残さ等の未利用資源を飼料資源として活用するための体制構築・実証の取組を支援する。	1,383の内数	1,636の内数
6. 食文化の継承のための活動への支援等	食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進(再掲)	314の内数	338の内数
	「和食」と地域食文化継承推進事業 ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護・継承するため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、地域において効果的な和食文化の普及活動を行うための取組を実施する。	72	87
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

<対策のポイント>

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、農林漁業体験機会の提供等当省関係の目標達成に向けて、**地域関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。

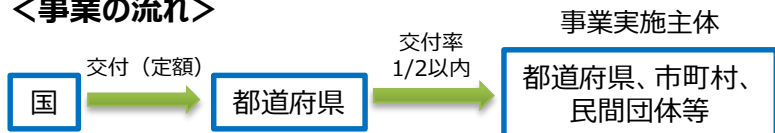
<政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

- **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダーの育成やその活動促進を支援します。
- **農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
- **地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより共食の場の提供を支援します。
- **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。
- **和食給食の普及**
和食給食の普及に向けた献立の開発や子供や学校関係者を対象とした食育授業の開催を支援します。
- **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標（第3次食育推進基本計画に掲げられたもののうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

第3次食育推進基本計画の目標達成(令和2年度)を目指す

＜対策のポイント＞

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

＜政策目標＞

食育に関心を持っている国民の割合90%以上〔令和2年度まで〕

＜事業の内容＞

＜背景＞

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 農林水産省が関係府省と連携しながら、第3次食育推進基本計画に基づき食育を全国展開。
- 「第3次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ」（平成31年4月 食育推進評価専門委員会）において、①関心が低い人にも訴求できるような情報の発信方法、②SDGsと連携した食育の取組、③企業における食育の推進等が、今後の重点的事項。

＜事業内容＞

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、より実践的な食育推進方策を検討します。〔拡充〕

＜事業の流れ＞

委託

国



民間団体等

＜事業イメージ＞

食育推進
全国大会

- ・国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により開催



食育活動表彰

- ・教育、農林漁業等の活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰



食育に関する
調査・分析、
事例収集

- ・目標達成状況の把握
- ・事例を収集し食育白書の特集に記載するとともに、食育ボランティアや事業活動を通じて食育を実践している方々へ情報提供
- ・食育に関心が低い若い世代にも訴求できるよう、SDGsも踏まえた、多様な主体が連携した情報発信プラットフォームを構築。

【お問い合わせ先】 消費・安全局 消費者行政・食育課
(03-6744-1971)

流通促進・消費等拡大対策事業について

水産物消費量の減少などによる近年の水産物需給の変化に対応し、国産水産物の流通・輸出の促進と消費拡大を図るため、水産加工・流通構造の改善及び消費者等に対する魚食普及への取組みを推進しています。

漁業者

- ロットがまとまらない魚等が非食用に安値で取引されてしまう(低未利用魚)
- 水揚げ集中等による価格変動が大きい

水産加工・流通業者

- 簡便化志向等の消費者ニーズへの対応が不十分
- 水揚げの変動等により加工原料の安定的確保が困難

消費者(国内)

- 魚や調理等を学ぶ機会が減少したこと等を背景に、水産物消費が大きく減少
- もっと魚を食べたい意識もある一方、簡単に調理したい等のニーズ

1. 水産加工・流通構造改善促進事業

① 水産加工・流通構造改善指導事業 【補助率: 定額】

センターが、次の取組みを行います。

- 専門的知見を有する指導員による加工・流通業者等への現地指導
- 水産加工・流通事業者向けセミナー等の開催

② 水産加工・流通構造改善取組支援事業 【補助率: 1/2以内】

センターが、現地指導を受けた者の取組計画を審査等の上、取組みの内容に応じて以下の経費の一部を支援(1/2以内)します。

- 新規・先進プロジェクト
国産水産物の流通を促進する先進的取組みに必要な機器の購入経費、コンサルティング経費等
- 連携プロジェクト
漁業者団体・流通業者・加工業者等が連携して国産原料の確保等の課題に取組む場合に必要経費(学校給食への供給や低未利用魚の有効活用を図る場合には、機器購入経費を含む)
- 輸出促進プロジェクト
漁業者団体・流通業者・加工業者等が国産水産物の輸出に取組む場合にその取組に必要な機器の購入経費、コンサルティング経費等の一部を支援



【加工・流通業者等へのセミナー開催】



【地魚入りウィンナーを開発し給食に供給】

2. 魚食普及推進事業

【補助率: 定額】



【Fish-1グランプリ】

- 国産水産物の展示・発表会の開催
- 小売・外食事業者向け研修会等の開催
- 魚食普及セミナー等の開催

【水産加工・流通構造改善取組支援事業の手続きの流れ】

① 現地指導

② 課題提案を提出し応募

現地指導を受けた

事業実施主体
(国産水産物流通促進センター)

③ 課題提案を審査・採択後、
機器整備等の支援
(必要な経費の1/2以内)

- ・ 水産物の生産者
- ・ 流通業者
- ・ 加工業者
- ・ これらの団体等

「新規・先進プロジェクト」「連携プロジェクト」「輸出促進プロジェクト」の要件

◎新規・先進プロジェクト

センターによる指導を受けた加工業者等がA～C全てを満たす必要があります。

- A 国産水産物の流通を促進する実証を行うこと
- B 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性又は先進性を有していること
- C 対象魚種の流通の状況、新規・先進プロジェクトによる国産水産物の流通量の増加見込み等から実証効果が十分なこと

◎連携プロジェクト

AまたはBを満たす者のいずれかとなります。

- A センターによる指導を受けた加工業者等が、他の加工業者等又は関係事業者等と2者以上で連携プロジェクト協議会を構成し、単独では対応が困難な国産加工原料の確保、新規販路の開拓等、近年重要性が増している課題に効果的に取り組むこと
- B 水産庁によるバリューチェーン改善促進事業の事業主体として選定されていること

◎輸出促進プロジェクト

センターによる指導を受けた加工業者等がA・Bを満たす必要があります。

- A 国産水産物の輸出を促進する実証を行う取組であること
- B 海外における対象魚種の需要見込み、輸出促進プロジェクトによる国産水産物の輸出額の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売の推進」

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、**都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定（更新）する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。** [交付率：定額]



(戦略会議の開催)

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注) 構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、**HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する取組を支援します。** [交付率：定額]



加工適性のある作物を導入したい。



新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



注)「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しいのいずれかを満たせば該当します。

直売所における観光需要向けの商品開発、学校給食等のメニュー開発及びスマイルケア食の開発等に取り組みたいです。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、**加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施**などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



ほ場での栽培技術指導

新商品開発・販路開拓の実施

・新商品の開発に必要な**試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査**などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

・販路開拓に必要な新商品の消費者評価を行うための**試食会等の開催、商談会等への出展**などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等

・直売所の売上げの向上に向け、**インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築**などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した**新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証**などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した**スマイルケア食（新しい介護食品）の開発や配食サービスの実証**などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]

(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売施設整備」

加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。

支援対象施設等の例

法に基づく6次産業化等の取組に必要となる施設等が支援対象となります。



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

* 6次産業化の取組に必要となる生産施設（ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等）の整備も支援対象となります。

* 加工・販売等と直接関係のない施設整備は支援対象外となる場合があります。
(外構工事、緑地帯、駐車場、会議室等)

【交付率等】

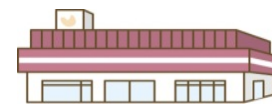
1. 交付率：3/10以内

- ・中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に登録された事業は1/2以内
- ・市町村戦略に基づき実施する事業は1/2以内

2. 交付金上限額：1億円

3. 交付金額は、次の①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ① 事業費 × 交付率
- ② 融資額
- ③ 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額



交付金の算定方法

算定例：1億円の加工施設を導入、交付率3/10以内で
融資が5,000万円、地方公共団体等による助成額が1,000万円の場合

- ①が3,000万円 (1億円(事業費) × 3/10(交付率))
 - ②が5,000万円 (融資額)
 - ③が4,000万円 (1億円(事業費) - 5,000万円(融資額) - 1,000万円(地方公共団体等による助成額))
- となり、一番低い額である ① 3,000万円が交付金の額となります。

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

＜政策目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔令和2年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔令和7年度〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村普及啓発対策

○ 地域資源を活用した活動計画づくりと実践活動、地域活性化の取組のPR、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策
- ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

○ 「農泊」をビジネスとして実施する取組、農福連携を推進するための環境整備等の取組、専門的スキル・経験を有する人材を派遣し、農山漁村の課題解決を図る取組を支援します。

- ① 農泊推進対策
- ② 農福連携対策
- ③ 人材交流・ビジネス支援対策

3. 農山漁村定住促進対策

○ 山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組、生産施設等の整備を支援します。

- ① 山村活性化対策
- ② 農山漁村活性化整備対策

＜事業の流れ＞

（1 ①から3 ①までの事業）



（3 ②の事業）



＜事業イメージ＞

1
普及
啓
発

① 地域活性化対策

地域の活動計画づくりや実践活動、地域活性化の取組の優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ワークショップ

② 都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

2
交
流

① 農泊推進対策

地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのPR、経営ノウハウ習得等のための専門家派遣・指導等を支援します。



インバウンド対応



農家民宿

② 農福連携対策

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産・加工・販売施設等の整備、農産物の生産・加工技術等の習得、専門人材の育成、普及啓発活動等を支援します。



人材育成研修



農業生産施設

③ 人材交流・ビジネス支援対策

地域活性化に必要な専門的スキル・経験を有する人材や起業を支援できる人材等を派遣し、農山漁村の課題を明らかにし、解決を図る取組を支援します。



派遣人材によるミーティング



地元への解決策の提案

3
定
住
促
進

① 山村活性化対策

山村の特色ある地域資源を活用するため、地場の農林水産物等の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

② 農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、定住及び所得向上や雇用増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】	（1 ①、2 ③の事業）	農村振興局農村計画課	（03-6744-2203）
	（1 ②、2 ①、②の事業）	農村振興局都市農村交流課	（03-3502-5946）
	（3 ①の事業）	農村振興局地域振興課	（03-6744-2498）
	（3 ②の事業）	農村振興局地域整備課	（03-3501-0814）

畜産生産力・生産体制強化対策事業

【令和2年度予算概算要求額 1,636（1,383）百万円】

<対策のポイント>

肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良や飼料作物の優良品種の利用を推進するとともに、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産、国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大のための体制整備により、畜産の生産力及び生産体制の強化を図ります。

<政策目標> [平成25年度→令和7年度まで]

- 生乳生産量：745万トン→750万トン
- 牛肉生産量：51万トン→52万トン
- 豚肉生産量：131万トン→131万トン
- 鶏肉生産量：146万トン→146万トン
- 鶏卵生産量：252万トン→241万トン
- 飼料自給率：26%→40%

<事業の内容>

1. 家畜能力等向上強化推進

- 遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存等技術により、生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜・家禽の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進する取組を支援します。

2. 繁殖肥育一貫経営等育成支援

- 肉用牛生産の構造改革を進め繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛肥育経営の一貫化や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。

3. 草地生産性向上対策

- 不安定な気象に対応したリスク分散等により粗飼料の安定的な収穫を確保するため、草地改良や飼料作物の優良品種利用の取組を支援します。

4. 飼料生産利用体系高効率化対策

- 飼料生産組織の作業効率化、草地基盤に立脚した生産性の高い酪農・肉用牛生産、国産濃厚飼料の生産振興の取組を支援します。

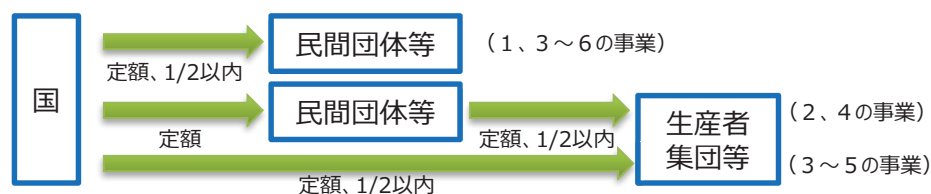
5. 国産飼料資源生産利用拡大対策

- 放牧、未利用資源の利用、有機畜産物生産の普及の取組を支援します。

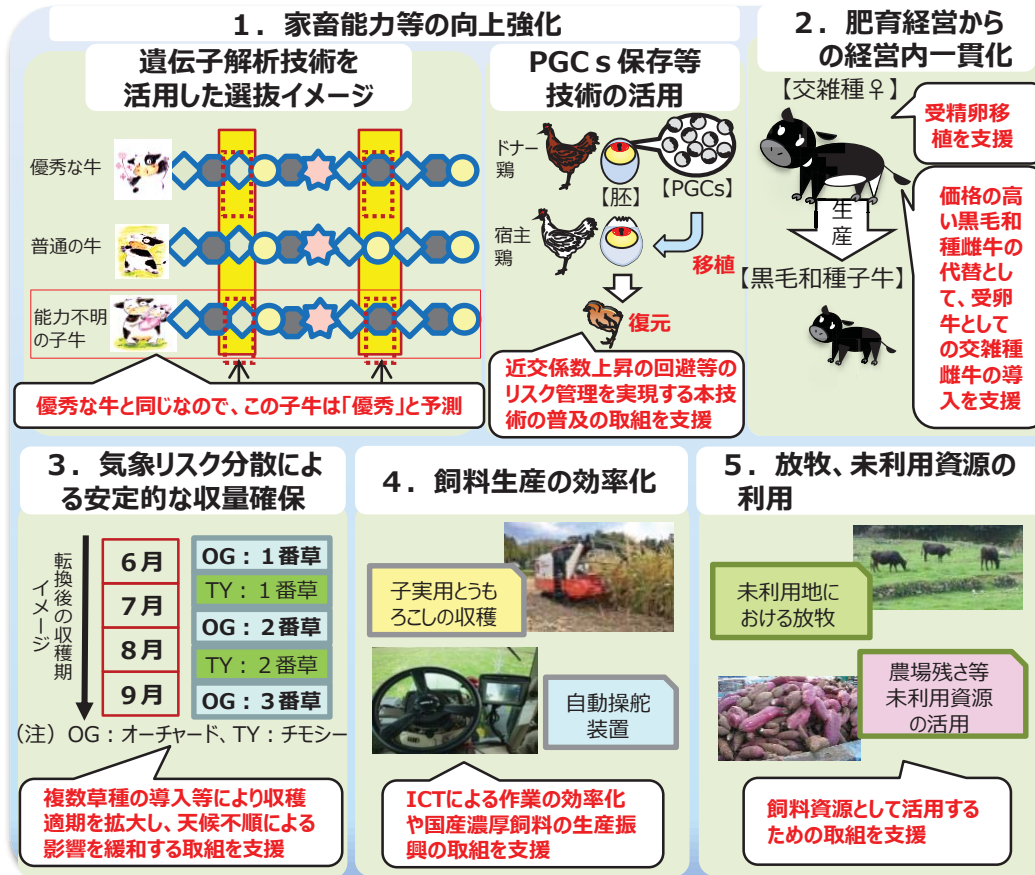
6. 持続的飼料生産対策

- 温室効果ガス削減飼料の流通量等のデータ収集・分析等の取組を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1、2の事業）生産局畜産振興課（03-6744-2587）
（3～6の事業）生産局飼料課（03-6744-7192）

経済産業省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	健康経営銘柄(ヘルスケアサービス社会実装事業の内数) 「健康経営銘柄」は、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指す。	726の内数	800の内数
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

ヘルスケアサービス社会実装事業

令和2年度概算要求額 **8.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 「健康・医療戦略」の検討の方向性（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）では、
①公的保険外ヘルスケアサービスの需要喚起（健康投資の裾野拡大等）、供給環境整備（サービスの品質評価の環境整備等）のための取組を拡充
②ベンチャー等によるイノベーション創出の支援強化等を進める方向で検討することとされています。
- これも踏まえ、ヘルスケアサービスを推進する取組を需要側・供給側の両面から一体的に進めることで、ヘルスケアサービスを社会に実装していきます。
- 具体的には、需要側の取組として、企業・個人による健康経営・健康投資を促すため、表彰を通じた優良事例の展開、健康経営と企業業績の関係性の調査・分析などに取り組めます。
- また、供給側の取組として、地域における持続可能なビジネスモデルを構築し、またサービスを利用者に届ける「仲介者」やサービスが利用者に適切に選択される流通構造を構築するため、民間事業者、医療・介護関係機関、保険者等が連携しつつ新たなヘルスケアサービスの事業性や効果等の実証を行います。

成果目標

- 令和2年度から令和4年度までの3年間の事業であり、次期健康・医療戦略で設定されるK P Iの達成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）ヘルスケアサービス社会実装のための取組①（需要側）



（２）ヘルスケアサービス社会実装のための取組②（供給側）



環境省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R促進事業費 学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。食品ロスに係るHPを整備するとともに食品ロス削減全国大会を開催するなどして、全国規模での普及啓発を行い、消費者の間での食品ロスに関する認知度の向上を図る。さらに、各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施する。	98の内数	154の内数
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

食品循環資源の再生利用等について一層の取組強化を図ります。

1. 事業目的

- ① SDGsも踏まえ、第4次循環型社会形成推進基本計画等において食品ロス量を2030年までに2000年度比で半減させるとの目標が定められた。
- ② 食品ロス削減法（R1.10月施行予定）を踏まえ、地方公共団体を支援し地域力を活かした食品ロス削減の取組を推進するとともに、市民一人ひとりへの普及啓発・行動変容の促進により、上記目標の達成を図る。
- ③ また、食品リサイクル法の見直しを踏まえ、食品リサイクル率等の向上を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等のためのモデル事業

- 地方公共団体の食品ロス削減推進計画策定の努力義務化を受け、
 - ・地域の事業者・消費者と連携した先進的な食品ロス削減の取組・計画策定、
 - ・市町村別の食品廃棄物等発生データ等の活用(EBPM)、を推進するよう、推進計画の策定支援及びその実施支援の為のモデル事業を実施。

2. 食品ロス半減に向けた全国規模の普及啓発による行動変容の促進

- 食品ロス削減全国大会等の機会を活用した普及啓発。
- 学校現場等における3R促進・教育支援事業。

3. 法に基づく安全・安心な食品リサイクルの推進

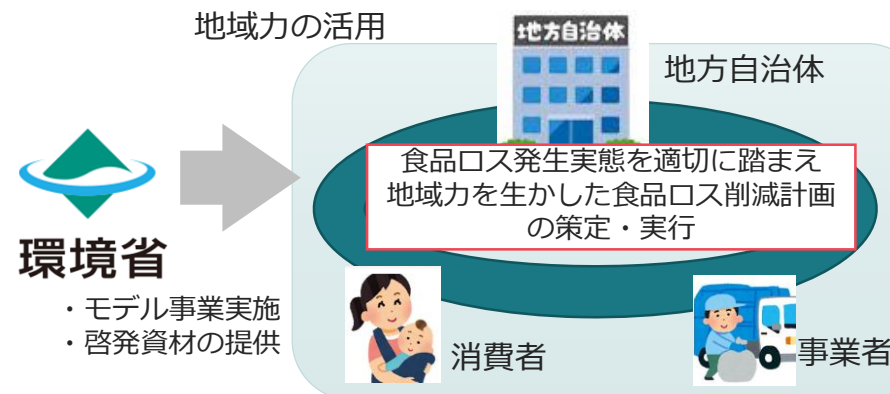
- 再生利用事業者の少ないエリアへ地方公共団体と連携したFS事業の実施。
- 登録再生利用事業者と食品関連事業者のマッチングの場の提供。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先： 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和6年度（予定）

4. 事業のイメージ

食品ロスの削減等促進事業



普及啓発・行動変容の促進



すぐたべくん



食ロスダイアリー



3010運動

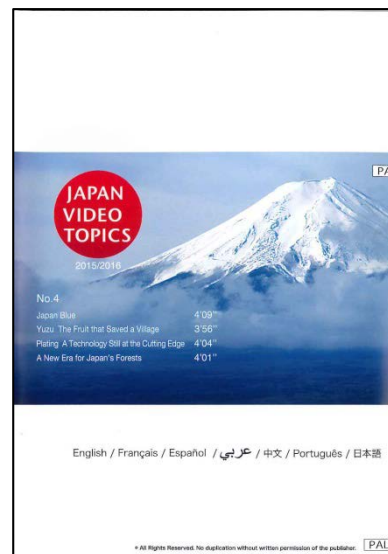
外務省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	—	—	—
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	日本食や日本の食文化の紹介も含めた海外向け日本事情発信誌や映像資料を作成する。	84の内数	96 の内数
	国連食糧農業機関(FAO)に対して分担金を拠出することにより、同機関が実施する栄養改善に関する事業や調査分析、情報収集等の取組へ貢献する。	5,270の内数	4,549の内数
	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	238の内数	281の内数
	国連世界食糧計画(WFP)への拠出を通じて国際的な連携・交流の促進及び飢餓や栄養不足の問題等に関する情報提供を行う。	529の内数	833の内数

- ▶海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」の在外公館を通じた配布
- ▶映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」における日本の食文化や日本文化の紹介



にぽにか
美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号制作し、日本の社会・文化・流行等を紹介。毎号「召し上がれ、日本」という連載等、「食」についても発信。
在外公館において、定期配布のほか広報文化事業や学校訪問の際にも活用。



ジャパン・ビデオ・トピックス
日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面を分かりやすく紹介するビデオクリップ。日本の「食」についても発信。毎年、100局以上の海外テレビ局による放映の他、在外公館による上映、貸出し等にも利用。

過去の作品例

小学生の生活－給食



魅惑のかつお節



伝統の和菓子が魅せる新しい世界

エネルギー・食料に係る国際機関・フォーラムへの分担金・義務的拠出金

(外務省経済局経済安全保障課) いずれも義務

食育関連予算用
(斜線は食育関連以外の予算)

- 経済安全保障課では複数の国際機関等を所掌し、**多国間の枠組みを通じて供給国との関係強化や国際協力を推進することにより、国内経済基盤(エネルギー・食料等)の安定的・安価な確保に向けた取組**を実施。

(注) 平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」の「エネルギー・環境」の項でも資源安全保障の強化を掲げている。

【注】エネルギー(青枠)、食料(茶枠)

国際エネルギー機関(IEA)分担金

● 1974年に石油供給途絶時の共同対応を主たる目的として設立。石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応と市場の分析、中長期の需給見通し、エネルギー多様化に向けた分析・研究、電力セキュリティの強化に向けた活動計画の策定、エネルギー技術・開発協力、省エネルギーの研究・普及、加盟国のエネルギー政策の相互審査、非加盟国との協力等を行っている。

現在の加盟国は30か国。中尼印等との協力も進展。
拠出根拠: 経済協力開発機構(OECD)条約第20条2項

31年度決定額 380,070千円
(30年度予算 383,641千円)

5 国連食糧農業機関(FAO)分担金

● 世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放を目的とし、1945年に設立。食品規格や植物防疫に係る国際ルール策定・実施や、農業・食料に関する国際的協議の場の提供、食料・農林水産物や飢餓等に関する情報の収集・伝達、調査分析及び各種統計資料の作成、並びに開発途上国への技術助言、技術協力等を行っている。

現在の加盟数は、194加盟国とEU及び2準加盟国。
拠出根拠: FAO憲章第18条第2項

31年度決定額 5,269,627千円
(30年度予算 5,194,495千円)

2 国際エネルギーフォーラム(IEF)拠出金

● 国際機関データ共同イニシアティブ(JODI)及び産消対話を通じたエネルギー市場の透明性の向上により、エネルギー市場の安定化を目指すフォーラム。産出国側に対し、安定供給及び合理的な価格の維持を閣僚レベルで働きかけていく貴重な機会を提供。

現在のメンバー国は73か国。
拠出根拠: IEF事務局設置規定パラ17第A項

31年度決定額 9,741千円
(30年度予算 10,688千円)

6 国際穀物理事会(IGC)分担金

● 穀物貿易にかかわる国際協力を促進するための「穀物貿易規約」の運用機関。具体的には、穀物の貿易円滑化及び国際穀物市場の安定に寄与することを目的とし、穀物の生産量や貿易に関する市場情報、各国の関連施策等についての情報交換及び議論を行っている。

現在の加盟国は27か国及びEU。
拠出根拠: 1995年の国際穀物協定の穀物貿易規約第21条

31年度決定額 1,842千円
(30年度予算 19,575千円)

3 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)分担金

● 2011年に再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋利用等)普及のために設立。再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、関連する政策立案・実施上の助言、加盟国の能力開発支援等を実施。2015年には我が国が議長国を務め、指導力を示した。

現在の加盟国は159か国とEU。
拠出根拠: 国際再生可能エネルギー憲章第12条

31年度決定額 25,349千円
(30年度予算 28,506千円)

4 エネルギー憲章条約(ECT)分担金

● 1998年に発効。エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化並びにエネルギー分野における投資の自由化・保護等について規定。旧ソ連、東欧、欧州諸国等における投資環境の一層の改善を図り、優良な外国投資を誘致する条件整備のための重要な法的基盤。2016年は我が国がエネルギー憲章会議(閣僚級)の議長国を務めた。

現在の締約国は48か国及びEU・ユーラトム。
拠出根拠: エネルギー憲章に関する条約第37条第3項

31年度決定額 117,373千円
(30年度予算 111,101千円)

(資金の流れ)

外務省

分担金・義務的拠出金

各国際機関

(期待される効果)

関連国際機関への分担金・拠出金の支払いを通じて、当該国際機関の活動を支え、もって国際協力を推進することで、経済・社会分野における国際貢献を果たし、我が国のエネルギー安全保障及び食料安全保障を確保する。

在外公館文化事業＜和食＞

目的:近年の世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:これまで予算の制約により派遣できなかった本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じ、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを促進。



和食レクデモ ASEAN (平成30年9月)

- 日・ASEAN友好協力45周年記念事業として、ASEAN事務局内のホールにおいて、「蕎麦」をテーマとした和食レクデモを実施。
- 現地メディアで多数報じられた他、ASEAN基金が本事業を撮影し、同基金HPに動画を掲載。和食の魅力を広く発信するとともに、将来的な日本食の輸出促進及び日・ASEAN友好関係の強化に寄与。



日本食レクデモ 仏(ストラスブール) (平成31年2月)

- 日EU・EPA発効の機会を捉えて、「和牛」を用いた日本食レクデモを料理学校及び総領事公邸で実施。
- 料理学校での事業には、著名な料理人や食肉業界関係者等の参加が多数得られ、将来的な日本食の輸出促進に寄与。
- 公邸での事業には、これまで接点がなかった上院議員等が参加し、新たな人脈構築に繋がった他、現地主要紙編集局長が本事業を評価する好意的な記事を掲載。



和食レクデモ・ワークショップ ブルガリア (平成30年11月)

- 本物の和食に触れる機会が少ないブルガリアにおいて、日本から一流料理人を招聘し、料理学校及び大使公邸で和食レクデモ等を実施。
- 一流シェフを養成する名門料理学校でのレクデモ・ワークショップを通じて、将来的な和食の普及を促進。
- 2019年の日・ブルガリア「3つの周年」に向けて、ブルガリア政府要人との人脈を強化。

国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金（外務省国際協力局緊急・人道支援課）裁量

31年度決定額 529,051千円（30年度予算 598,522千円、29年度補正 7,379,560千円）

事業概要・目的

○設立

多国間食料援助に関する国連及びFAO（国連食料農業機関）の共同計画として、1963年に発足。

○事業概要・目的

飢餓と貧困の撲滅を目的とし、主に食料支援を通じ、以下の事業を実施。

①自然災害や紛争による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②食料安全保障の推進、③開発途上国の経済・社会開発 等

○拠出の意義

- (1) 紛争の多発や自然災害の増加により、人道支援ニーズが拡大する中、被災地域の最前線で活動するWFPへの拠出は、「積極的平和主義」及び「人間の安全保障」の推進に大きく貢献。
- (2) 「経済財政運営と改革の基本方針2018」, 「7. 安全で安心な暮らしの実現」の「(1)外交・安全保障の強化」に資する。

事業イメージ・具体例

【事業内容】

○食料・食料配給券配布

○成長や教育を目的とした食料支援

（学校給食、妊産婦・子どもへの栄養強化食品配布等）

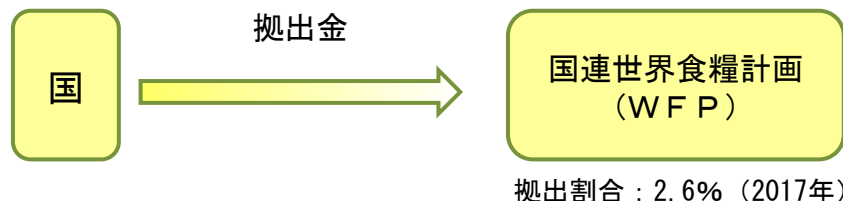
○労働、職業訓練の対価としての食料支援（農村女性の能力強化・生計向上、社会インフラ整備等）

【対象地域・実績】（2017年）

世界83カ国、約9,140万人に対し、約380万トンの支援を実施。約1,630万人の母子の栄養改善が図られたほか、6,220万人に対する緊急食料支援の実施等の成果を挙げた。



資金の流れ



期待される効果

- 今次決定額で、約238万人への食料支援、栄養改善等が可能となる。
- 自然災害や紛争被災者への支援を通じた「人間の安全保障」及び「積極的平和主義」の推進。
- 「女性が輝く社会」の実現に向けた具体策の実施。